

WORKING PAPER No. 51

重要伝統的建造物群保存地区の取組みと課題
に関する自治体アンケート調査

長峯 純一
呂 茜

December 2014

重要伝統的建造物群保存地区の取組みと課題 に関する自治体アンケート調査

長峯 純一¹

呂 茜²

1. アンケート調査の趣旨

日本には歴史的な建造物や景観・町並みを保存・保全することを目的とした政策や法制度が種々あるが、その中で最も活用されてきたのが「伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建地区制度と略）」と言える。本レポートは、地域の歴史的資産・環境をいかに保存・保全し、都市開発や地域振興と両立させうるかという研究の一環として、国（文化庁）によって選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区と略）における自治体の取組みとそこでの課題について、全国の重伝建地区を抱える自治体（市町村）を対象に行ったアンケート調査の結果をまとめたものである。

アンケート調査に先立ち、筆者らは重伝建地区を持ついくつかの自治体（川越市・篠山市・倉敷市・竹原市・呉市）においてヒアリング調査を行った。そこでは、建造物所有者の高齢化や後継者不在、空き家増加といった問題が深刻化しつつあること、また歴史的建造物や景観の保存・保全と観光・地域振興を連携させることの難しさを認識することができた。

伝建地区制度は1972年に導入されてすでに42年が経過し、その間にこの制度の活用が全国的に普及してきたと言える。今回は、その中の全国の重伝建地区を対象にアンケート調査を行うことで、ヒアリング調査だけでは把握しきれない全体的な傾向を捉えることを意図した³。指定地区への規制や建造物の保存の実態、同制度の指定地区内の生活環境、行政と住民あるいは地域社会との関係、財政補助制度の効果、行政組織内の連携体制の問題等について、全国の重伝建地区がどの程度問題を共有しているか、そしてそれぞれの問題がどの程度深刻化しているかについて、把握することに努めた。

今回のアンケート調査で得られた結果を踏まえて、歴史的資産・環境の保存・保全と地域振興・観光振興の両立という観点から、伝建地区制度の意義と効果について検証を行い、制度改善に向けての研究を展開することを目指している。

¹ 関西学院大学総合政策学部教授

² 関西学院大学大学院総合政策研究科博士課程後期課程研究生

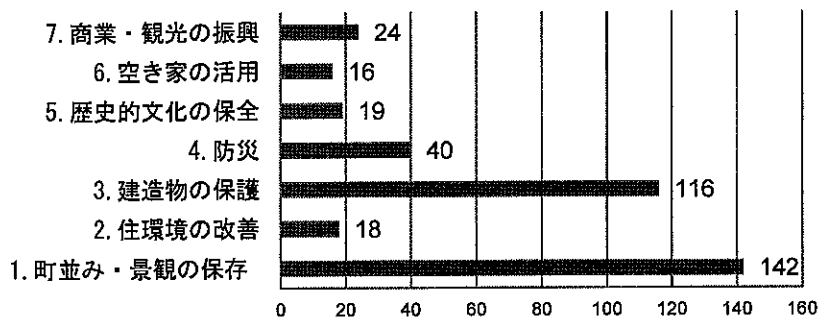
³ 重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和50年11月20日 文部省告示第157号）によると、重伝建地区に選定されるには、伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するものとされる。（一）伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの。（二）伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの。（三）伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの。

2. アンケート調査の結果

アンケート調査は、全国の重伝建地区 98 地区（2012 年 11 月 5 日時点）を有する各市町村の重伝建地区担当部局を対象に行った。調査の実施時期は 2012 年 11 月で、調査票を自治体担当部局宛てで郵送し、64 の地区（市町村）から回答を得た（回収率 65.3%）。以下では、アンケート調査の質問と回答について順次集計した結果を解説しながら、回答内容にコメントを加えていく。

Q1. 重伝建地区において重点を置いている政策目的はなんでしょう。最大で3つまで、重要な順に1・2・3の番号を付けて回答してください。			
()	1. 町並み・景観の保全	()	2. 住環境の改善
()	3. 建造物の保護	()	4. 防災
()	5. 歴史的文化の保全	()	6. 空き家の活用
()	7. 商業・観光の振興	()	その他にあれば自由にお書きください。

図1 重伝建地区における政策目的 (N=64・最大3つまで回答)



Q1の回答とコメント

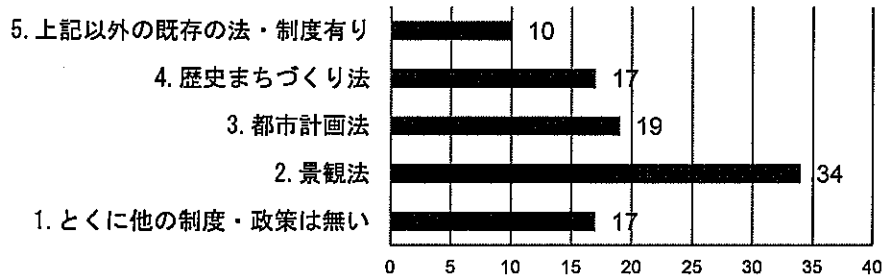
Q1の質問では、重伝建地区において重点を置いている政策目的を3つ、順位を付けて選んでもらった。1番目の回答に3点、2番目に2点、3番目に1点を与えて集計したものが図1のグラフである。回答は、「町並み・景観の保存」と「建造物の保護」が抜きん出て高い点数であった。この制度の趣旨からすれば予想された結果であるが、建造物よりも町並み・景観の方にやや重きが置かれていることが分かる。3つ目の目的に何が来るかが興味深い点であったが、「防災」「商業・観光の振興」とやや分散した。今回の質問先のほとんどが、重伝建地区を担当する教育委員会であったという点と関係するかもしれないが、「商業・観光の振興」は予想よりも低い結果であった。

Q1では自由記述の回答欄も設けており、そこに挙げられていた7件の内容を以下紹介する。

- ・ 市全体の相乗効果（1件・桐生市桐生新町）
- ・ 伝統技術の保持（1件・塩尻市木曾平沢）
- ・ 町並み保存会の活動（1件・倉吉市打吹玉川）
- ・ 順位をつけるのは難しい（4件・金沢市東山ひがし・主計町・卯辰山麓，神戸市北野町山本通）

Q2. 重伝建地区制度（文化財保護法）の規制やルールに加えて、貴自治体では別のあるいは独自の保護・保存の制度・政策も持っていますか。検討・申請中のもも含めて該当するものに○を付けて下さい。	
() 1. とくに他の制度・政策は持っていない。	() 2. 景観法
() 3. 都市計画法	() 4. 歴史まちづくり法
() 5. 上記以外の既存の法・制度	() 貴自治体独自の制度や政策（ご自由にお書きください）

図2 重伝建地区における法制度（N=63・最大4つまで回答）



Q2 の回答とコメント

Q2 で、重伝建地区制度（文化財保護法）と並行して、関連する他の法制度を活用しているかどうかを尋ねた結果が図 2 である。最も多かったのは「景観法」であり、回答した自治体の約半数が併用していた。次いで「都市計画法」「歴史まちづくり法」で、それぞれ約 3 分の 1 であった。

また 10 地区が独自の条例などの法制度を持っているという回答であった。その内容は以下の通りである。

- ・「屋外広告物法（条例）」を挙げた回答が 3 件あった（弘前市仲町／篠山市篠山／倉吉市打吹玉川）。その中で県の「屋外広告物条例」と記載したのが篠山市篠山で、市の「屋外広告物条例」と記載したのが倉吉市打吹玉川であった。
- ・「古都保存法」と記述した回答は 2 件あった（京都市産寧坂／京都市嵯峨鳥居本）。
- ・「国指定の史跡」と記述した回答は 2 件あった（南砺市相倉／南砺市菅沼）。
- ・「建築基準法の制限の緩和に関する条例」と記述した回答が 3 件あった（倉吉市打吹玉川／鹿島市浜庄津町浜金屋町／鹿島市浜中町八本木宿）。実際には、重伝建地区を抱えるどの自治体においても「建築基準法の制限の緩和に関する条例」はあるはずである。
- ・「景観条例」と記述した回答が 1 件あった（鳥取県の倉吉市打吹玉川）。「建築基準法の制限の緩和に関する条例」と同じく、重伝建地区を持つ自治体においては、一般的に「景観条例」も作られている。
- ・「自然公園条例」と記述した回答が 1 件あった（福岡県朝倉市秋月）。

さらに「貴自治体独自の制度や政策があれば、ご自由にお書きください」という自由記述回答にあったものを整理したのが以下である。

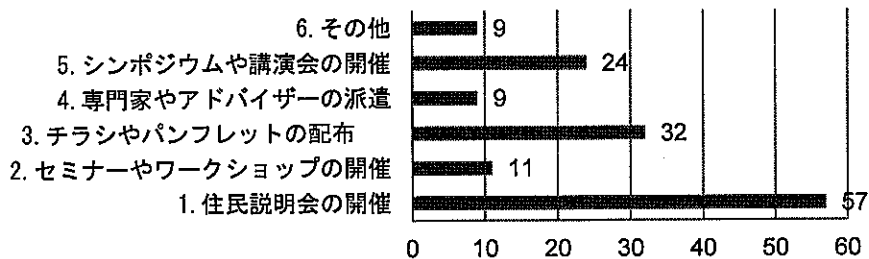
- ・歴史的町並み景観形成要綱（栃木市嘉右衛門町）
- ・金沢市こまちなみ保存条例（地区外）、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（地区内も適用）、金沢の歴史的文化遺産である寺社等の風景の保全に関する条例（地区外）、金沢斜面緑地条例（地区内も適用）→（金沢市東山ひがし／金沢市主計町／金沢市卯辰山麓）
- ・景観形成助成制度（小浜市小浜西組）
- ・京都市市街地整備条例、京都市眺望景観創生条例、京都市屋外広告物等に関する条例→（京都市上賀茂／

京都市産寧坂／京都市祇園新橋／京都市嵯峨鳥居本)

- ・ 伝統的建築物群保存地区保存計画（与謝野町加悦）→ただし、重伝建地区を持つ自治体はどこも「伝統的建築物群保存地区保存計画」を策定しているはずである。
- ・ 兵庫県景観形成事業（豊岡市出石）
- ・ にぎわいのある商店街づくり事業補助金（倉吉市商工課）、伝建地区の内空き店舗の活用、まちなみ修景、施設設備事業費補助金 →（倉吉市打吹玉川）
- ・ 背景保全条例（倉敷市倉敷川畔）
- ・ 景観条例（三好市東祖谷山村落合／朝倉市秋月）→ただし、「伝統的建築物群保存地区保存計画」と同じく、重伝建地区を持つ自治体はどこも「景観条例」を策定しているはずである。

Q3. 重伝建地区に選定される前、伝建地区制度の存在を住民に認知してもらうため、どのようなことをしたでしょうか、該当するものに○を付けて下さい（複数回答可）。	
() 1. 住民説明会の開催	() 2. セミナーやワークショップの開催
() 3. チラシやパンフレットの配布	() 4. 専門家やアドバイザーの派遣
() 5. シンポジウムや講演会の開催	() 6. その他（ご自由にお書きください）

図3 重伝建地区に選定される前の住民認知度
(N=61・最大5つまで回答)



Q3の回答とコメント

Q3で重伝建地区を地域住民に認知してもらうための方法を尋ねた結果が図3である。回答のあった自治体の9割以上が「住民説明会の開催」を実施している。約半数の自治体が「チラシやパンフレットの配布」、約4割の自治体が「シンポジウムや講演会の開催」を実施しているとのことであった。

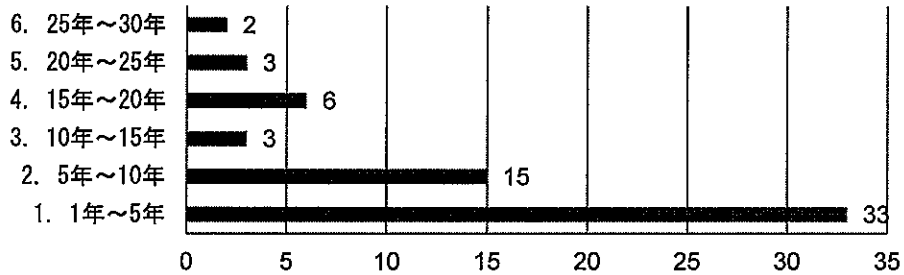
Q3の自由記述回答の内容を整理したものが以下である。

- ・ 選定期間が長かったため、詳細不明（3件）→ 函館市元町末広町／神戸市北野町山本通／丸亀市塩飽本島町笠島
- ・ 視察研修（2件）→ 白馬村青鬼／宇陀市松山
- ・ 伝建地区の指定から重伝建地区の選定まで間がなかった（1件）→ 桜川市真壁
- ・ 伝建地区内に住む世帯へのまちづくりに関するアンケート調査（1件）→ 川越市川越
- ・ 修理・修景のモデル事業（1件）→ 大津市坂本
- ・ 保有地区の権利者や住民への個別訪問による説明（1件）→ 西予市宇和町卯之町

Q4. 重伝建地区の調査実施後から選定を受けるまで、どれくらいの時間（期間）がかかったでしょうか。

約 年

図4 重伝建地区調査後から指定までの所要期間 (N=62)



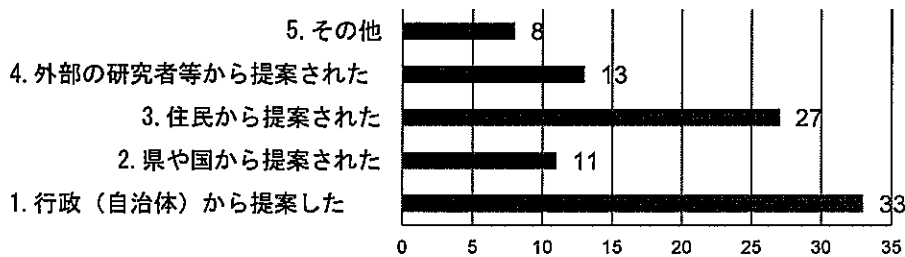
Q4 の回答とコメント

Q4 では、市町村が指定した伝建地区が、さらに文科省（文化庁）から重伝建地区として選定を受けるまでにどのくらいの時間を要したかを尋ねている。図4 の回答を見ると、申請後の調査から始まり、最短で1年間、中には数十年間もかかって選定にこぎ着けたところまで、その期間（長さ）にはかなり幅があることが分かる。回答した自治体（地区）の約半分が1年～5年、約4分の1の自治体（地区）が5年～10年ということであった。10年以上の長期間を要した自治体（地区）も14（約23%）あり、そのうち実に25年～30年という自治体（地区）も2つあった。

Q5. 重伝建地区の選定申し出をするきっかけは何だったでしょうか。該当するもの1～2つに○を付けて下さい。

() 1. 行政（自治体）から提案した。	() 2. 県や国から提案された。
() 3. 住民から提案された。	() 4. 外部の研究者等から提案された。
() 5. その他（ご自由にお書きください）	

図5 重伝建地区の選定のきっかけ (N=63・最大2つまで回答)



Q5 の回答とコメント

重伝建地区の選定を受けるには、まずは地元自治体から文化庁への申し出が出されることになるが、そのきっかけを尋ねたのがQ5である。ここでは選択肢の中から2つまで回答可能とし、それぞれの回答数を単純集計した結果が図5である。

約半数の自治体（地区）が「行政（自治体）から提案」、約4割が「住民からの提案」と回答しており、両者は重なっている部分もあるだろうが、一般的には地元の市町村か住民からこの話が出てくることが分かる。また「外部の研究者等から提案」「県や国から提案」もそれぞれ2割前後あった。ヒアリング調査においても聞かれたことであるが、地元の住民がその街の持つ価値に意外と気がついていない場合があるという。大学等の外部の研究者から指摘されて、初めて自分たちの暮らしてきた街に歴史的な価値があ

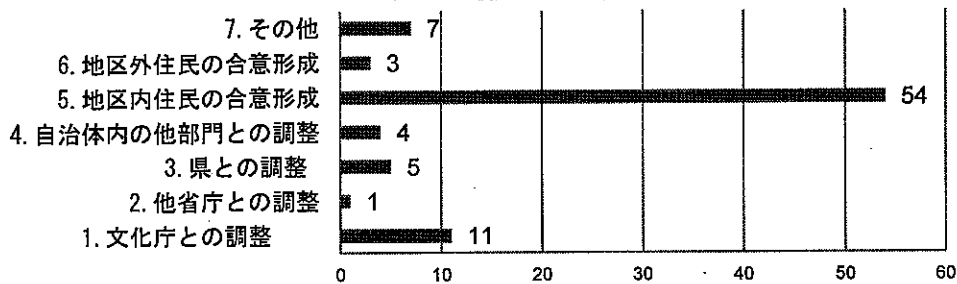
ることに気が付き、伝建地区の指定といった動きへ発展するケースがある。

「その他（自由回答）」の内容で明確なものを整理したのが以下である。

- ・世界遺産に登録された地域（白川郷）と保存制度の統一を図るため（2件）→南砺市相倉／南砺市菅沼
- ・新聞に掲載された記事を契機に、行政側で地区の保存を住民側に提案した（1件）→弘前市仲町
- ・地域内のNPOから提案（1件）→白馬村青鬼
- ・競合していた都市計画道路の問題が解決したのを契機に（1件）→豊岡市出石

Q6. 重伝建地区の選定を受ける上で一番難しかった問題は何でしょうか。該当するもの1~2つに○を付けて下さい。			
()	1. 文化庁との調整	()	2. 他省庁との調整
()	3. 県との調整	()	4. 自治体内の他部門との調整
()	5. 地区内住民の合意形成	()	6. 地区外住民の合意形成
()	7. その他（ご自由にお書きください）		

図6 重伝建地区の指定を受ける上での問題点
(N=63・最大2つまで回答)



Q6の回答とコメント

Q6では「重伝建地区の指定を受ける上で、一番難しい問題は何か」を尋ねた。選択肢の中から2つまで回答可能とし、単純集計した結果が図6である。

突出して回答が多かったのは「地区内住民の合意形成」であり、63地区中54地区の約86%の自治体（地区）が回答していた。地区内の住民の合意形成がやはりもっとも難しく、時間を要する問題でもあるということは、ヒアリング調査でも窺われた。合意形成でも、そのどこが難しかったのか、またどこに時間がかかったのかなど、より詳しい調査・分析が必要なところである。

その他の回答では、「文化庁との調整」を挙げた自治体（地区）が11（2割弱）あった。

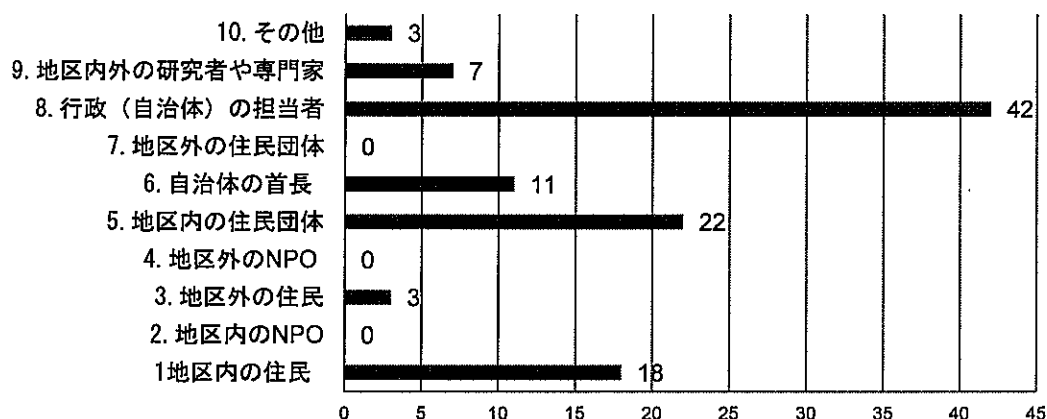
Q6では「その他（自由記述）」の回答が7件あり、内容が明確なものを整理したのが以下である。

- ・文化庁から白川郷と合わせて世界遺産候補にしたいとの打診を受け動き出した。地域住民も歓迎ムードで、比較的スムーズであった（2件）→南砺市相倉／南砺市菅沼
- ・都市計画道路（1件）→豊岡市出石
- ・県の都市計画部局（建築基準法の緩和関係）（1件）→湯浅町湯浅
- ・周辺地区住民との調整（1件）→雲仙市神代小路

Q7. その後、重伝建地区の方針決定から、調査、そして選定申し出までの過程で、リーダーシップをとられたのはどなたでしょうか。該当するもの1~2つに○を付けて下さい。

() 1. 地区内の住民	() 2. 地区内のNPO
() 3. 地区外の住民	() 4. 地区外のNPO
() 5. 地区内の住民団体	() 6. 自治体の首長
() 7. 地区外の住民団体	() 8. 行政（自治体）の担当者
() 9. 地区内外の研究者や専門家	() 10. その他（ご自由にお書きください）

図7 重伝建地区選定される前の保存活動主体
(N=62・最大2つまで回答)



Q7の回答とコメント

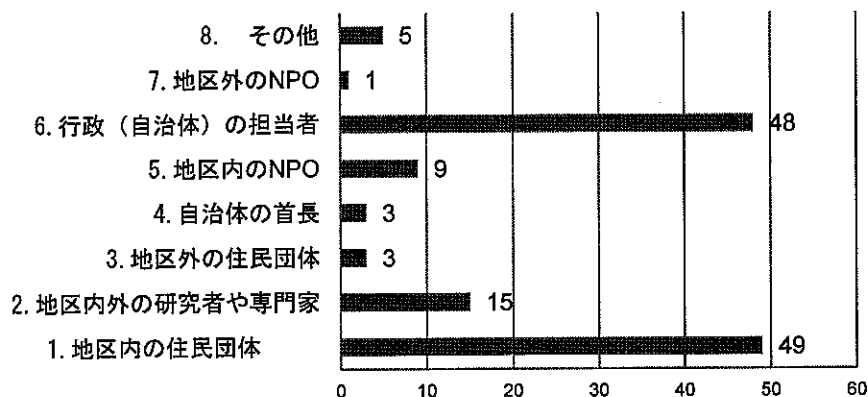
Q7では、重伝建地区の方針決定から調査、そして選定申し出までの過程で、リーダーシップをとったのは誰か尋ね、選択肢から2つまで回答してもらった。回答数を単純集計した結果が図7である。最も多かったのは「行政（自治体）担当者」であり、約3分の2（67地区）を占めた。次いで「地区内の住民団体」「地区内の住民」が約3分の1前後であった。両者、重なっている回答があるとは言え、どちらかと言えば行政主導で手続きが進められているケースが多いことが分かる。

Q7の「その他（自由記述）」の回答は3件あり、内容が明確なものは以下であった。

- 地区内外にわたるNPO（1件）→川越市川越
- 村議会と村教育委員会（1件）→渡名喜村渡名喜島

Q8. 重伝建地区に選定された後、町並みの保存等で中心的に活動されているのはどなたでしょうか。該当するもの2～3つに○を付けて下さい。			
()	1. 地区内の住民団体	()	2. 地区内外の研究者や専門家
()	3. 地区外の住民団体	()	4. 自治体の首長
()	5. 地区内のNPO	()	6. 行政（自治体）の担当者
()	7. 地区外のNPO	()	8. その他（ご自由にお書きください）

図8 重伝建地区選定される後の保存活動主体
(N=63・最大3つまで回答)



Q8の回答とコメント

Q8では、「重伝建地区に選定後、町並み保存で中心的に活動しているのが誰か」を尋ねている。選択肢から2～3つを選んでもらい、単純集計した結果が図8である。

約8割（49地区）が「地区内の住民団体」、同様に約8割（48地区）が「行政の担当者」であった。その他にも、「地区内外の研究者や専門家」が24%（15地区）、「地区内のNPO」が14%（9地区）あった。

選定前と比べると住民たちが関与する割合が高まっており、選定後は行政主導から徐々に住民と行政の連携・協力体制へと移っていることが窺える。そして、一部の地区では、そこに研究者や専門家やNPOが関わってくるという構図になろう。

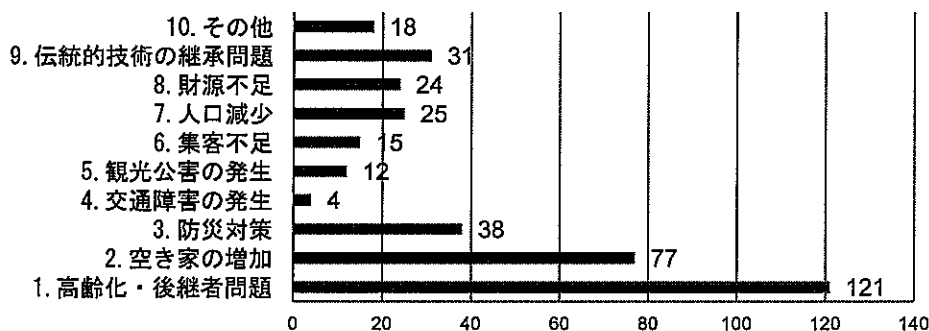
Q8の「その他（自由記述）」に記載された内容をまとめたのが以下である。

- ・地区内外にわたるNPO（1件）→川越市川越
- ・地区内の住民団体が2007年にNPO法人になった（1件）→東近江市五個荘金堂
- ・地区内の住民団体が選定後にNPO法人になった（1件）→嬉野市塩田津
- ・地区内の建造物入居者（ほぼ事業者）が各々建物を管理しており、特に活動がない（1件）→京都市 祇園新橋
- ・村教育委員会（1件）→渡名喜村渡名喜島

Q9. 重伝建地区を維持・存続していく上で、現在、課題となっている点は何でしょうか。最大で3つまで、重要な順に1・2・3の番号をつけて回答してください。またその課題に対して何らかの対策を採られている場合、簡単に結構ですでお書きください。

課 題	対 策
() 1. 高齢化・後継者問題	
() 2. 空き家の増加	
() 3. 防災対策	
() 4. 交通障害の発生	
() 5. 観光公害の発生	
() 6. 集客不足	
() 7. 人口減少	
() 8. 財源不足	
() 9. 伝統的技術の継承問題	
() 10. その他	

図9 重伝建地区存続上の課題
(N=63・最大3つまで回答)



Q9 の回答とコメント

Q9 では「重伝建地区を維持・存続していく上で、課題となっている点」を3つまで、順位を付けて選択してもらった。その回答結果が図9である。ここでは選択肢の第1に3点、第2に2点、第3位に1点を与えて集計している。

第一の課題となっているのは、「高齢化・後継者問題」であり突出して高い点数になっている。次いで「空き家の増加」である。4番目の「伝統的技術の継承」、5番目の「人口減少」も含めて、人口減少・地域縮退・高齢化といった点に関連した課題と言える。これらの点については、ヒアリング調査においても強く印象付けられた。

3番目は「防災対策」があるが、これは歴史的建造物や古い町並みの保存を図りながら、地区内の安全性をどう向上させるかということである。防災関係のインフラ整備と考えると、これは行政内の担当部署間の連携という課題になる。

観光・地域振興と関連してくる「集客不足」「観光公害」「交通障害」といった課題には、予想外に低い点数しか集まらなかったが、これは先の図1でも見られたことである。

Q9 ではそれぞれの課題に対する対策を自由記述で記載してもらっている。内容が明確なものを以下、順次整理していく。

<課題「高齢化・後継者問題」に対する対策>

・対策はとっていない（3件）→弘前市仲町／輪島市黒島地区／三好市東祖谷山村落合
・空き家の利活用として集落外からの入居者を募集している（2件）→南砺市相倉／南砺市菅沼
・不在地主への広報による情報提供（1件）→金ケ崎町城内諏訪小路
・市全体で「ふるさと篠山へ帰ろう住もう運動プロジェクト」実施中（1件）→篠山市篠山
・市全体で人口減少・高齢化が進んでおり、伝建地区のみでの対応は難しい（1件）→美馬市脇町南町
・保存会と連携して会報などを定期的に発行し、地区出身者や関係者へ配送することを予定している（1件）→安芸市土居廊中
・重伝建地区のみならず、市全体として人口増への取組みが必要（1件）→嬉野市塩田津

<課題「空き家の増加」に対する対策>

・空き家バンクへの登録（3件）→金ケ崎町城内諏訪小路／白山市白峰／小浜市小浜西組
・市の施策として空き町屋の流通に関するコーディネート事業を展開している（3件）→金沢市東山ひがし／金沢市主計町／金沢市卯辰山麓
・空き家の利活用として集落外からの入居者を募集している（2件）→南砺市相倉／南砺市菅沼
・地元と対策協議中 →鹿島市浜庄津町浜金屋町／鹿島市浜中町八本木宿
・とくに対策はとっていない →弘前市仲町
・中心市街地活性化事業との連携 →高岡市山町筋
・「高齢化・空き家」には建物の改修費などに補助している。また「空家バンク」制度をPRしているが、「伝建地区」のみのものについては今後実施していく。また地区内から他へ仕事などで転居している人々に対しても、地区の情報を伝える努力をしている →輪島市黒島地区
・空き家（保存対象物に限る）を活用する公開施設への内部改修費補助を実施している（2008年～） →加賀市加賀橋立
・市と保存会で、空き家対策協議会を設立、田舎暮らし体験ツアー等を実施している（1件）→加賀市加賀東谷
・歴史まちづくり会議等で検討 →東御市海野宿
・NPOを通じて空き家の紹介 →美濃市美濃町
・地元と連携 →富田林市富田林
・経済特区制度を利用して、一棟貸し旅館の開設、空き家バンク活用を検討 →豊岡市出石
・市全体の施策としてNPOやまちづくり会社等による民家の改修、サブリース等 →篠山市篠山
・地区内の団体であるNPO法人今井まちなみ再生ネットワークによる空き家対策（空家バンク等） →榎原市今井町
・NPOの協力を得て借り手を探している →倉敷市倉敷川畔
・空き店舗活用に対して商工会議所から一定期間の家賃補助 →柳井市古市金屋
・個人所有物件であるため公共の介入する余地があまりない →美馬市脇町南町

<課題「防災対策」に対する対策>

・補助事業の活用（2件）→鹿島市浜庄津町浜金屋町／鹿島市浜中町八本木宿
・防災計画策定 →仙北市角館
・防災施設の設置、自衛消防隊の結成 →高岡市山町筋
・防災計画策定調査を実施中 →加賀市加賀橋立
・単独事業で防災計画を策定したが整備まで時間と費用がかかる →小浜市小浜西組
・歴史まちづくり会議等での検討 →東御市海野宿
・防災事業検討会議での検討 →与謝野町加悦
・防災計画を策定し設備を設置 →倉敷市倉敷川畔

<課題「交通障害の発生」に対する対策>

- ・バイパスの建設 →東御市海野宿

<課題「観光公害の発生」に対する対策>

- ・観光客マナー看板の設置 →白馬村青鬼
- ・案内看板や説明板等を設置し、「見せる場所」（見学スペース）と「見せない場所」（居住スペース）を明確に区別している。また散策する方への注意喚起を行う。 →安芸市土居廓中

<課題「集客不足」に対する対策>

- ・他の観光資源と合わせた集客を目指している →中之条町六合赤岩
- ・「大学コンソーシアム石川（地域課題ゼミナール支援事業、2011年～）」を通じて、学生と保存会の協働で公共空間等の整備活動を実施している →加賀市加賀橋立
- ・地元保存会が古民家を活用し「山野草カフェ」を運営している →加賀市加賀東谷
- ・町並み保存会等によるボランティアガイド勉強会や先進地視察を通して、来訪者誘致に努めている →嬉野市塩田津

<課題「人口減少」に対する対策>

- ・空き家の利活用として集落外から入居者を募集（2件）→南砺市相倉／南砺市菅沼
- ・市と保存会で空き家対策協議会を設立し、田舎暮らし体験ツアー等を実施 →加賀市加賀東谷

<課題「財源不足」に対する対策>

- ・県への予算増額を要望 →篠山市篠山
- ・不景気から県補助額が減少、それに伴い修理できる件数も減少。施主も修理はしたいが、予算の範囲内で十分と言われる方が多い。対策はとくに無し。 →嬉野市塩田津
- ・国庫補助金や県補助金の活用 →日向市美々津

<課題「伝統的技術の継承問題」に対する対策>

- ・可能な限り金沢職人大学校の修了生に工事に携わってもらうようお願いしている。（3件） →金沢市東山ひがし／金沢市主計町／金沢市卯辰山麓
- ・地元の業者や建築士会に協力をお願いしている。（2件） →桐生市桐生新町／日南市鉄肥
- ・行政に専門職員がない →美濃市美濃町
- ・技術者研修等を実施 →内子町八日市護国

<課題「その他」に対する対策>

- ・建物の所有者が変わる際に、新所有者から伝建条例に対する理解を得られないことが多い。（3件） →京都市上賀茂／京都市産寧坂／京都市祇園新橋
- ・市民の伝建制度の内容や保存に対する理解不足の啓発（3件） →栃木市嘉右衛門町、下郷町大内宿、伊根町伊根浦
- ・地区内がまとまっていない →雲仙市神代小路

Q10. 重伝建地区にある空き家について以下の質問にお答えください。	
(1) 重伝建地区内には建造物が何軒ぐらいありますか。 約 () 軒	
(2) そのうち、現在、空き家は何軒ぐらいありますか。 約 () 軒	
(3) これまでに貴自治体で空き家を買収したケースはありますか。 無い () 有る場合 () 軒	
(4) 買収には何らかの補助金が使われたでしょうか。 補助金あり () 自主財源のみ ()	
(5) 上記の補助金名 (複数あれば複数お書き下さい)	
(6) 買収した建物は現在何に使用していますか。(複数記入可)	

表1 重伝建地区内空き家軒数と地区内総軒数(N=50)

地区名	空家数/総数	地区名	空家数/総数	地区名	空家数/総数
函館市元町末広町	2/63	小浜市小浜西組	5/1130	檜原市今井町	80/504
金ヶ崎町城内諏訪小路	10/160	早川町赤沢	5/313	宇陀市松山	40/200
仙北市角館	4/26	塩尻市奈良井	15/156	湯浅町湯浅	20/320
下郷町大内宿	1/54	塩尻市木曾平沢	20/197	倉吉市打吹玉川	30/417
栃木市嘉右衛門町	40/200	東御市海野宿	25/120	倉敷市倉敷川畔	5/600
中之条町六合赤岩	1/150	白馬村青鬼	0/15	柳井市古市金屋	5/136
桐生市桐生新町	30/400	美濃市美濃町	20/148	美馬市脇町南町	12/126
高岡市山町筋	10/108	豊田市足助	40/720	三好市東祖谷山村落合	8/61
南砺市相倉	3/67	大津市坂本	0/236	西予市宇和町卯之町	10/180
南砺市菅沼	2/28	東近江市五箇荘金堂	22/144	内子町八日市護国	30/125
金沢市東山ひがし	3/144	京都市上賀茂	3/50	安芸市土居廓中	15/228
金沢市主計町	1/51	京都市産寧坂	20/290	嬉野市塩田津	8/190
金沢市卯辰山麓	55/983	京都市祇園新橋	0/100	雲仙市神代小路	16/34
輪島市黒島地区	100/400	京都市嵯峨烏居本	2/70	日南市鉄肥	50/320
加賀市加賀橋立	10/120	与謝野町加悦	11/87	日向市美々津	20/500
加賀市加賀東谷	100/170	豊岡市出石	300/1000	渡名喜村渡名喜島	4/104
白山市白峰	5/250	篠山市篠山	20/118		

Q10-問 (1) (2) の回答とコメント

問 (1) と問 (2) への回答をまとめたのが表1であるが、ここでは回答を得た50地区について、地区内の総軒数と空き家の軒数とを示している。これを見ると、地区内には確かに多くの空き家が存在し、その割合もきわめて高いところがあることが確認できる。10軒から数十軒という地区が多いが、中には100軒規模で空き家がある地区もある。

図 10 は、伝建地区内の総軒数と空き家数を両軸にとり散布図を描いたものである。総軒数が増えると空き家数も増えることが確認でき、回帰式からは、総軒数が 10 軒増えると空き家が約 1 軒増えることが分かる。横軸の総軒数 1000 戸に対して空き家数 300 戸と異常に多い地区があるが、豊岡市出石地区である。

図10 総軒数と空家数 (N=50)

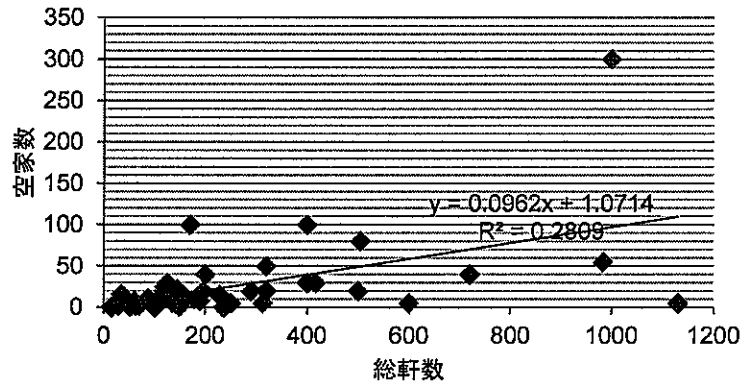
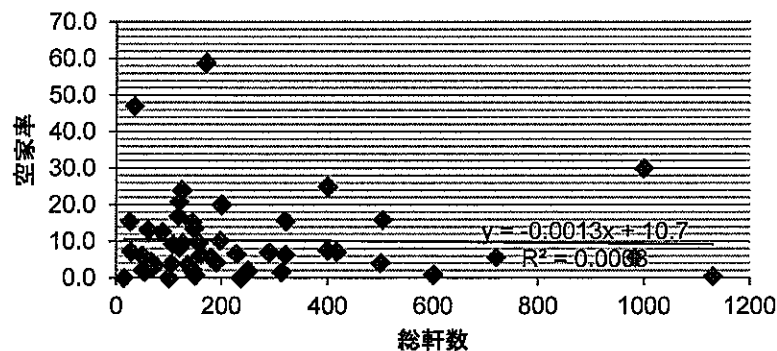


図 11 は、総軒数と空き家率で散布図を描いてみたが、ここでは両者の間にとくに相関は見られなかった。ほとんどの地区が空き家率 0~25%に収まっており、平均的なところで見ると、10 軒で空き家がだいたい 1 軒、空き家率は 10%であることが確認される。2 つ地区が空き家率 40~60%と異常に高い値を示しているが、これは雲仙市神代小路地区と加賀市加賀東谷地区である。

空き家率 10%というのは、重伝建地区に限らず、通常の市街地での割合とほぼ同じである。ただし、重伝建地区では、建造物の改築・改修には規制がかかってくるため、現在すでにそうであるが、空き家問題は今後ますます深刻になっていくことが窺われる。

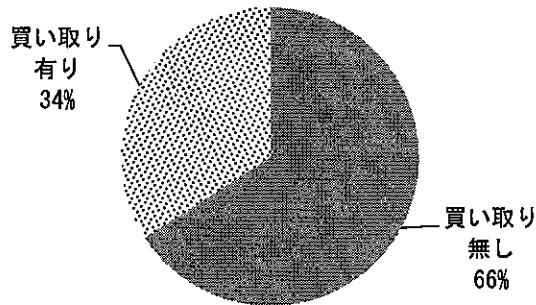
図11 総軒数と空家率 (N=50)



Q10-問 (3) の回答とコメント

「これまでに空き家を買取ったケースはあるか」という質問の回答を円グラフにしたのが図 12 である。空き家の買取りを経験している行政の割合は約 3 割であった。

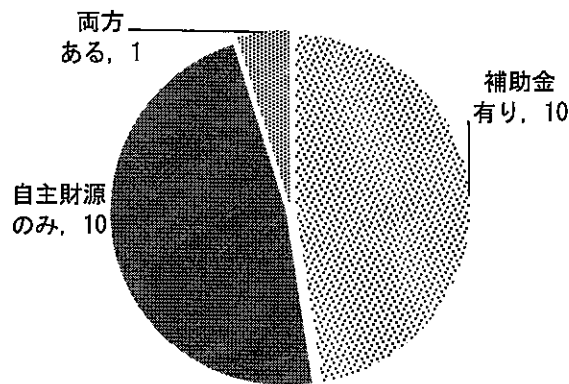
図12 自治体が空き家買取りの有無 (N=62)



Q10-問 (4) の回答とコメント

買取り有りと答えた自治体のうち、図 13 を見ると、「自主財源のみ」と「補助金財源」を用いている割合はそれぞれ半分ずつであった。

図13 買取りした手段 (N=21)



また「買取りには何らかの補助金が使われたか」という質問には、回答数自体が少なかったが(9件)、それをまとめたのが表 2 である。自治体が空き家の買取りに活用した補助金名について尋ねたところ、「重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助」(買上事業)を使っている地区が 4 つ、「歴史街づくり法」の街なみ環境整備事業等を使っている地区が 3 つであった。その他にも、自治省(現総務省)の「地域文化財・歴史的遺産活用事業」、滋賀県「風あいのある町づくり事業」、徳島県の「観光拠点整

備事業」といった名称が挙げられた。空き家買取りのために使える国や県の補助事業が分散して存在している様子が窺われ、空き家対策の一つとして、その全体を把握する必要性を指摘できる。

表2 買い取りに使われた補助金名 (N=9)

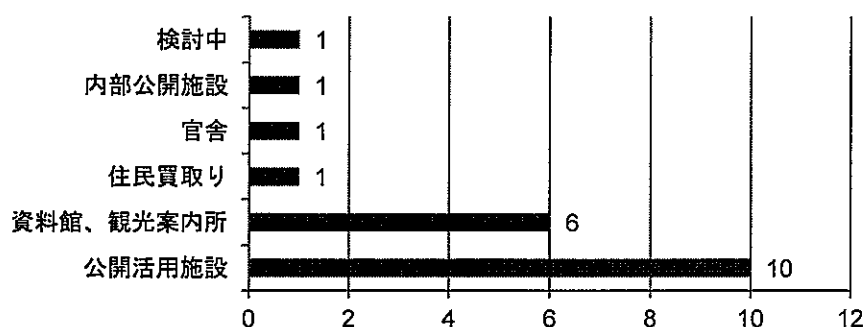
自治体名	補助金有り	自主財源のみ	補助金名
桜川市真壁	1	0	「歴史街づくり法」歴史的環境形成総合支援事業
塩尻市奈良井	1	0	重伝建地区保存事業費補助金
東近江市五個荘金堂	1	0	地域文化財保全事業(自治省)、風あいのある町づくり事業(滋賀県)
富田林市富田林	1	1	「歴史街づくり法」街なみ環境整備事業
榑原市今井町	1	0	国宝重要文化財等、重伝建地区保存事業費補助金(買上事業)
柳井市古市金屋	1	0	重伝建地区保存事業費補助金(買上事業)
美馬市脇町南町	1	0	徳島県観光拠点整備事業
丸亀市塩飽本島町笠島	1	0	重伝建地区保存事業費補助金
嬉野市塩田津	1	0	「歴史街づくり法」街なみ環境整備事業

Q10一問 (6) の回答とコメント

自治体がいち取った建物を何に使用しているかを尋ねた結果を整理したのが、図14である。空き家を買取ったことがある地区の割合自体が3分の1とまだ多くはないが、買取った建物のほとんどは、市民の交流集会所等の公開活用施設、あるいは資料館や観光案内所として利用されている。数は少ないが、防災施設や大学職員官舎という回答もあった。

これらの施設は、実際に重伝建地区を視察した際にも見てきたが、むしろ買取った後に、そうした公共施設としてどの程度利用されているかが問題となっている。またその地区のシンボリックな建物を買取りによって保存・活用することの意義は大きいと思われるが、一般的な空き家の増加に対しては抜本的対策になっていないと言える。

図14 自治体がいち取った空き家の利用方法 N=20



Q11. 重伝建地区の建造物数、その修理と財源について以下の質問にお答えください。	
(1) これまでに軒数で見て、どのくらいの割合 (%) の修理が終わりましたか。	全軒数のうち、約 () %
(2) 修理の際に、国以外に、現在はないが、過去に都道府県からの補助金もありましたか。	有った () 無かった ()
(3) 有った場合、補助の割合 (%) や上限金額は。	() % 上限金額 () 円
(4) 現在も都道府県からの補助金はありますか。	有る () 無い ()
(5) 有る場合、補助の割合 (%) や上限金額は。	() % 上限金額 () 円
(6) 補助金が現在、減額あるいは無しになっている場合、それはいつからでしょうか。	() 年度から

Q11 - 問 (1) の回答とコメント

「重伝建地区内でどれくらい建造物の修理が終わったか」を尋ねた結果が表 3 である。重伝建地区に選定されることのメリットは、地区内の歴史的建造物の所有者が建物を修理・修景する際に、国（文化庁）からの補助金を受けられることである。

地区内で修理された建物の割合は、もちろん地区に選定されてからの年数に依存してくるが、逆に言えば、修理は少しずつ時間をかけて進めざるを得ない。その割合がどの位の年数をかければ何割くらいまでになるかを見ることが可能である。とりあえず、表 3 では、下は 0% から上はほぼ 100% まで、かなりの幅があることが分かる。

表 3 修理済の割合 N=56

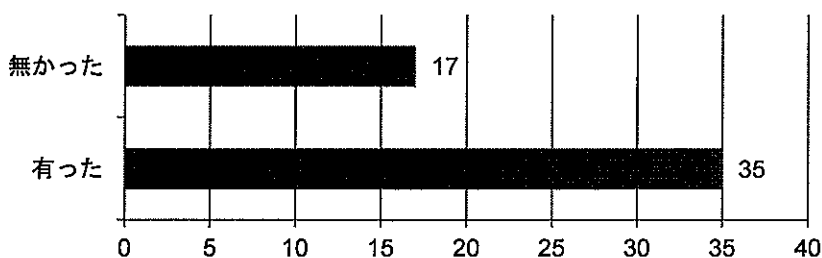
地区名	割合(%)	地区名	割合(%)	地区名	割合(%)
金ヶ崎町城内諏訪小路	25	東御市海野宿	70	倉吉市吹玉川	21
仙北市角館	70	白馬村青鬼	70	倉敷市倉敷川畔	98
下郷町大内宿	50	高山市三町	90	竹原市竹原地区	40
桜川市真壁	0	高山市下二之町大新町	40	柳井市古市金屋	90
栃木市嘉右衛門町	0	美濃市美濃町	60	美馬市脇町南町	50
中之条町六合赤岩	9	豊田市足助	1	三好市東祖谷山村落合	15
桐生市桐生新町	0	大津市坂本	24	丸亀市塩飽本島町笠島	80
川越市川越	0	東近江市五個荘金堂	20	西予市宇和町卯之町	20
佐渡市宿根木	30	京都市上賀茂	80	内子町八日市護国	80
高岡市山町筋	70	京都市産寧坂	65	安芸市土居廓中	0
金沢市東山ひがし	31	京都市祇園新橋	85	朝倉市秋月	32
金沢市主計町	14	京都市嵯峨鳥居本	60	鹿島市浜庄津町浜金屋町	25
金沢市卯辰山麓	0.4	伊根町伊根浦	9	鹿島市浜中町八本木宿	10
輪島市黒島地区	7	与謝野町加悦	30	嬉野市塩田津	13
加賀市加賀橋立	30	豊岡市出石	8	雲仙市神代小路	26
加賀市加賀東谷	5	篠山市篠山	40	日南市鉄肥	50
小浜市小浜西組	5	橿原市今井町	50	日向市美々津	60
塩尻市奈良井	90	宇陀市松山	15	渡名喜村渡名喜島	65.4
塩尻市木曾平沢	6	湯浅町湯浅	20		

Q11 - 問 (2) の回答とコメント

「修理の際に、国以外に、現在はないが、過去に都道府県からの補助金もありましたか」について尋ねた結果が図 15 である。それによると、回答した自治体の 6 割以上で「有った」、4 割弱で過去に都道府県から補助金はなかったということであった。

この質問は、ヒアリング調査において、建造物の修理に対する文化庁からの補助金に上乗せする形で、かつて県も補助金を出していたが、財政悪化によって廃止されたという話を聞き、尋ねてみたものである。ただこの補助金は、県・市町村によって多様であり、文化庁の 2 分 1 の補助率の定率補助金に加えて、現在でも県・市町村と上乗せして補助金を出しているところもあれば、県の補助金は無くなり、市町村だけが出しているところもある。また補助金の出し方は定率型（修繕費の一定割合を補助）であるが、通常、上限額が設定されており、その金額が県や市町村ごとに様々である。

図15 過去に都道府県からの補助金 N=52



Q11 - 問 (3) の回答とコメント

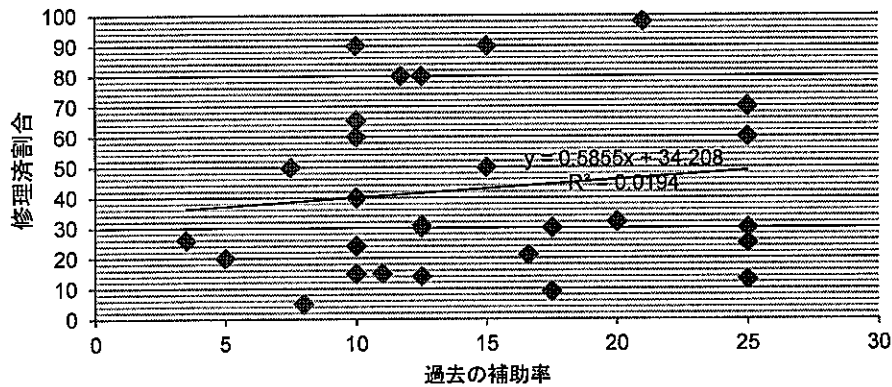
都道府県からの補助金がある（あった）場合に、その補助率を尋ね、整理したのが表 4 である。補助率は、下は 3.5%から上は 25%まで、それなりに幅があることが分かる。

表 4 過去に補助があった時の割合 (N=33)

地区名	補助割合(%)	地区名	補助割合(%)
函館市元町末広町	25	大津市坂本	10
金ケ崎町城内諏訪小路	25	東近江市五個荘金堂	5
仙北市角館	25	与謝野町加悦	25
下郷町大内宿	15	宇陀市松山	10
中之条町六合赤岩	17.5	倉吉市打吹玉川	16.6
佐渡市宿根木	17.5	倉敷市倉敷川畔	21
高岡市山町筋	25	竹原市竹原地区	10
南砺市相倉	20	三好市東祖谷山村落合	11
南砺市菅沼	20	丸亀市塩飽本島町笠島	12.5
金沢市東山ひがし	12.5	内子町八日市護国	11.7
金沢市主計町	12.5	朝倉市秋月	20
加賀市加賀橋立	12.5	嬉野市塩田津	25
加賀市加賀東谷	8	雲仙市神代小路	3.5
早川町赤沢	17.5	日南市飢肥	5~10
塩尻市奈良井	15	日向市美々津	25
高山市三町	10	渡名喜村渡名喜島	10
美濃市美濃町	10		

またその過去の補助率と現在の修理済割合の散布図を描いてみたのが図 16 である。強い相関ではないが、文化庁の補助金に加えて県からの補助金もあったが方が、現在の修理済割合は全体的に高くなっていて、と言えるかもしれない。説明力（決定係数）が高いわけではないが、回帰式のパラメータを数字通りに解釈すれば、過去に補助率が 10% 高かった地区は、現在の修理済割合が約 6% 高くなる位の効果があったと言えるかもしれない。

図16 修理済割合と過去の補助率
(N=29)



次に、表 5 は、回答のあった 9 地区の補助金の上限額を整理したものである。自治体によって、この金額にはかなりの幅があることが分かる。

表 5 補助金の上限金額 (N=9)

地区名	上限金額 (万円)
仙北市角館	175
大津市坂本	300
東近江市五個荘金堂	300
与謝野町加悦	230
倉敷市倉敷川畔	233
竹原市竹原地区	75
朝倉市秋月	600
嬉野市塩田津	225
雲仙市神代小路	56

Q11 - 問 (4) (5) の回答とコメント

現在も都道府県からの補助金があるかどうかを尋ねた結果が図 17 である。現在も補助金を出している都道府県の方が多いことが分かる。重伝建地区を多く持つ県は、補助金制度を用意し、この種の政策に力を入れているという逆の因果関係があるかもしれない。

図17 現在の都道府県からの補助金 N=57

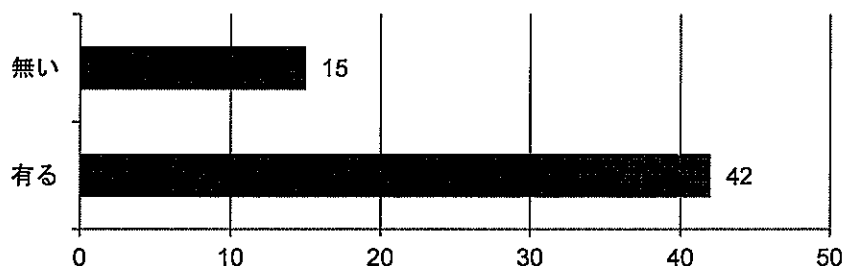


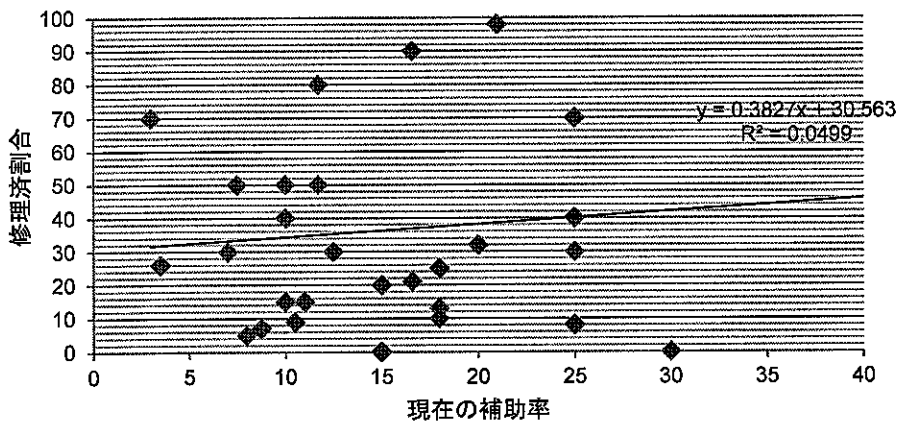
表 6 には現在の補助率を整理しているが、過去のものと同様におおむね、県によって3%から25%までの幅があることが分かる。

表 6 現在の補助の割合(N=37)

地区名	補助割合 (%)	地区名	補助割合 (%)
函館市元町末広町	25	宇陀市松山	10
仙北市角館	25	湯浅町湯浅	15
下郷町大内宿	5~10	倉吉市打吹玉川	16.6
栃木市嘉右衛門町	30	倉敷市倉敷川畔	21
中之条町六合赤岩	10.5	竹原市竹原地区	10
佐渡市宿根木	7	柳井市古市金屋	16.6
高岡市山町筋	25	美馬市脇町南町	11.7
南砺市相倉	20	三好市東祖谷山村落合	11
南砺市菅沼	20	丸亀市塩飽本島町笠島	99
輪島市黒島地区	8.75	西予市宇和町卯之町	15
加賀市加賀橋立	12.5	内子町八日市護国	11.7
加賀市加賀東谷	8	安芸市土居廓中	15
早川町赤沢	17.5	朝倉市秋月	20
東御市海野宿	3	鹿島市浜庄津町浜金屋町	18
白馬村青鬼	3	鹿島市浜中町八本木宿	18
与謝野町加悦	25	嬉野市塩田津	18
豊岡市出石	25	雲仙市神代小路	3.5
篠山市篠山	25	日南市鉄肥	5~10
橿原市今井町	10		

図 18 は、現在の補助率と修理済割合の散布図によって、両者の相関を見たものである。統計的な関係としては弱いものの、現在の県からの追加的補助金の率が高いほど、修理済の割合も高くなると言えるかもしれない。そしてそれは過去の補助率との関係よりは弱いという点で、予想通りとも言える。

図18 修理済割合と現在の補助率
(N=57)



次に表 7 は、現在の県からの補助金の上限額を整理したものである。県（地区）によって上限額は異なるが、全体的に金額が引き上げられていることも分かる。少なくとも重伝建地区や歴史的環境の保存に力を入れている県では、補助金による政策は、この間、縮小はしていないと言えよう。

表 7 上限金額 (N=16)

地区名	上限金額 (万円)	地区名	上限金額 (万円)
仙北市角館	175	与謝野町加悦	230
金沢市東山ひがし	500	湯浅町湯浅	300
金沢市主計町	500	竹原市竹原地区	75
金沢市卯辰山麓	500	朝倉市秋月	600
輪島市黒島地区	300	鹿島市浜庄津町浜金屋町	600
加賀市加賀橋立	200	鹿島市浜中町八本木宿	600
加賀市加賀東谷	200	嬉野市塩田津	162
伊根町伊根浦	230	雲仙市神代小路	56

Q11 - 問 (6) の回答とコメント

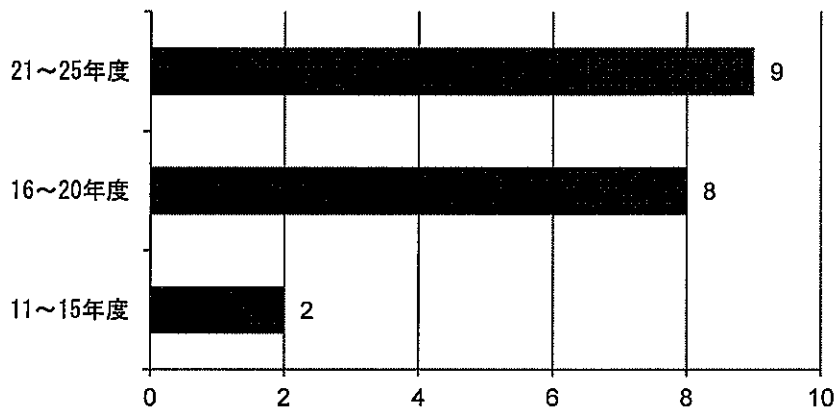
それでも補助金が減額や廃止されてきた都道府県もあり、その場合の年度を聞いたのが表 8 である。三位一体改革によって地方財政が逼迫した 2004～2006 年度、リーマンショック後のデフレ不況が深刻化した 2009 年度がきっかけになるのではという仮説からこの質問を設定したが、回答数 (サンプル) が少ないため、それほど明確なことは分からなかった。ただし、図 19 を見ると、最近になるほど、補助金を減額している県が増加している傾向にあることは読み取れる。

先に見た空き家増加などの課題が深刻化している点と考え合わせると、財政補助が縮小傾向にあることは、この課題を解決していく途がより険しくなっていることを予想させる。

表 8 減額年度(N=19)

地区名	年度	地区名	年度
函館市元町末広町	2012(H24)	塩尻市奈良井	2003(H15)
弘前市仲町	2007(H19)	白馬村青鬼	2004(H16)
金ヶ崎町城内諏訪小路	2004(H16)	高山市三町	2005(H17)
桜川市真壁	2010(H22)	高山市下二之町大新町	2005(H17)
中之条町六合赤岩	2013(H25)	美濃市美濃町	2005(H17)
金沢市東山ひがし	2009(H21)	大津市坂本	2007(H19)
金沢市主計町	2009(H21)	東近江市五個荘金堂	2008(H20)
金沢市卯辰山麓	2009(H21)	富田林市富田林	2009(H11)
加賀市加賀橋立	2011(H23)	丸亀市塩飽本島町笠島	2011(H23)
加賀市加賀東谷	2012(H24)		

図19 N=19



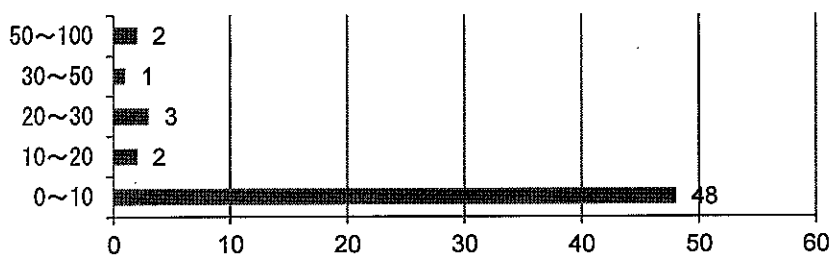
Q12. 重伝建地区内の道路・駐車場について以下の質問にお答えください。	
(1) 重伝建地区内には歩行者専用道路がどの程度ありますか。	道路延長距離全体の約 () %
(2) 重伝建地区内に来訪者の自動車は乗り入れができますか。	はい () いいえ ()
(3) 来訪者用駐車場の場所は地区内ですか。	地区内 () 地区外 ()
(4) 来訪者用駐車場が「伝建地区外」の場合、どの程度離れていますか。	距離で約 () メートル 徒歩で約 () 分
(5) 来訪者用駐車場は有料でしょうか。	無料 () 有料 ()
(6) 来訪者用駐車場のスペースは、イベント時を含めて十分足りていますか。	足りている () 不足している ()
(7) 重伝建地区の指定を受ける前、地区内に都市計画道路がありましたか。	あった () なかった ()
(8) 指定後に都市計画道路が地区内を通らないよう、見直しをしましたか。	見直した () 見直し中 () 見直しはしていない ()

Q12 - 問 (1) の回答とコメント

Q12 (1) では、「重伝建地区内には歩行者専用道路がどの程度あるか」を尋ねている。回答を図 20 に描いているが、道路延長距離全体の「0～10%」が 8 割以上 (86%) と大勢を占めている。歩行者専用道路を整備まではまだ遠い道のりのようである。

それ以上の割合で歩行者専用道路を持っている地区は、10～30%で約 9%、30%以上では約 5%と僅かである。50～100%と回答した地区が 2 つあるが、「鹿島市浜庄津町浜金屋町」と「渡名喜村渡名喜島」である。

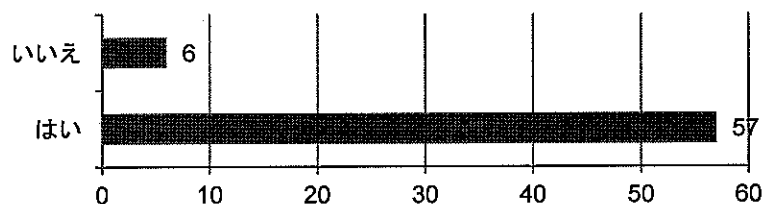
図20 重伝建地区内にある歩行者専用道路 N=56



Q12 - 問 (2) の回答とコメント

Q12 (2) では、重伝建地区内に来訪者の車の乗り入れが可能かを聞いている。回答は図 21 であるが、9 割が乗り入れ可能ということである。重伝建地区は古い市街地にあることが多く、車を締め出すほどの空間的余裕がないのが実態であろう。

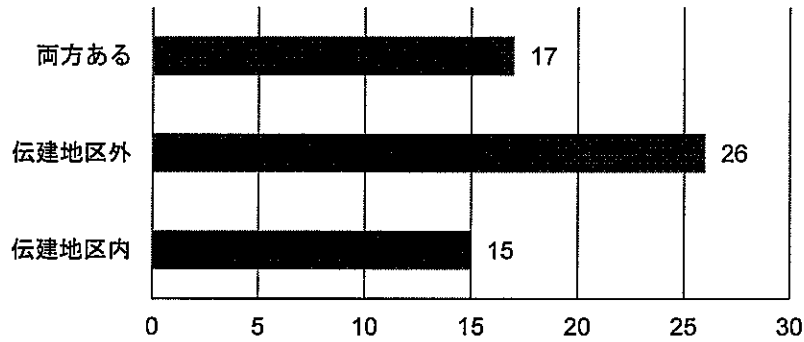
図21 重伝建地区内に来訪者が自動車の乗り入れ N=63



Q12 - 問 (3) の回答とコメント

来訪者用駐車場がどこにあるかを尋ねたところ、図 22 のように伝建地区の内と外とに分かれた。伝建地区の外側にある場合が最も多いが (45%)、内と外の両方にある場合もある (30%)。基本的に地区の外側に駐車場を用意しているところが多いが、地区内にも景観を壊さない範囲で十分なスペースがあれば、地区内にも用意しているようである。

図22 来訪者用駐車場の場所 (N=58)



Q12 - 問 (4) の回答とコメント

駐車場が重伝建地区の外側にある場合に、どの程度離れているかを尋ねた結果が図 23 である。100m 以内が 50%、200m 以内とすると 76% になり、だいたい重伝建地区のすぐ外側にあるようである。数は少ないが、500m 以上離れている地区も 13% がある。この距離が来訪者の数に影響しているかどうかは、検証する必要があるかもしれない。

図23 来訪者用駐車場が「伝建地区外」の場合の距離 (N=38)

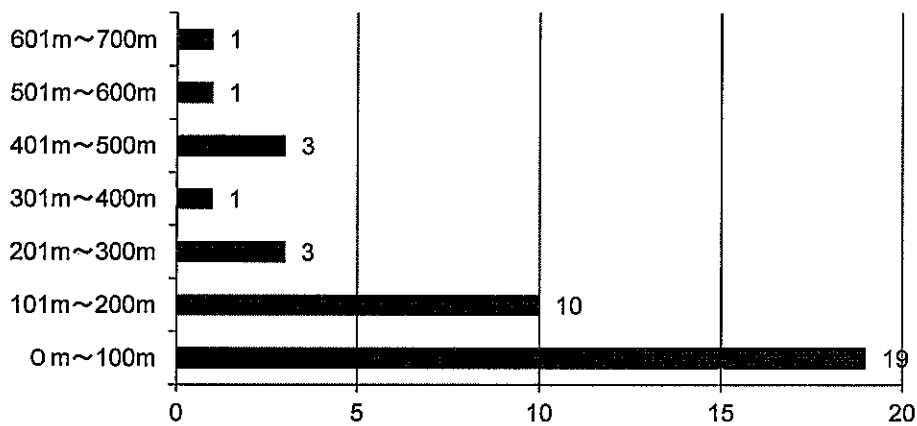
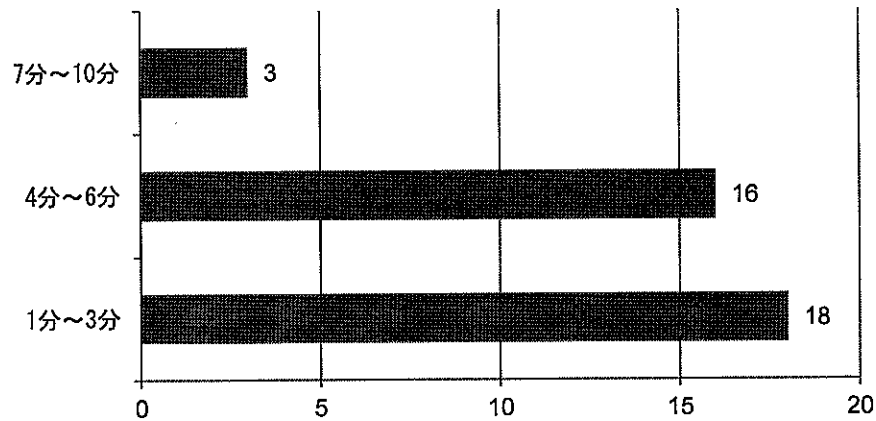


図 24 で、駐車場からの移動時間で見たところ、9 割以上の地区で徒歩 6 分以内に駐車場があるとのことであった。移動距離はそれほど問題にはならないだろうと推察される。

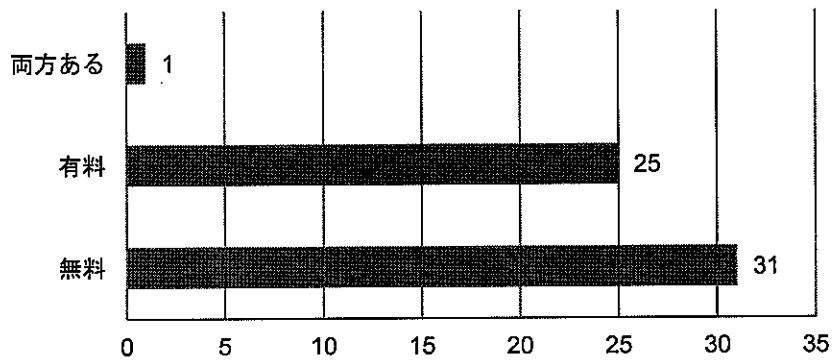
図24 重伝建地区外にある来訪者用駐車場までの移動時間 (N=37)



Q12 - 問 (5) の回答とコメント

次に、来訪者用駐車場が有料かどうかを尋ねた結果が図 25 である。有料と無料が相半ばしているが、都市部に近いところほど、有料になるのではないかと予想される。

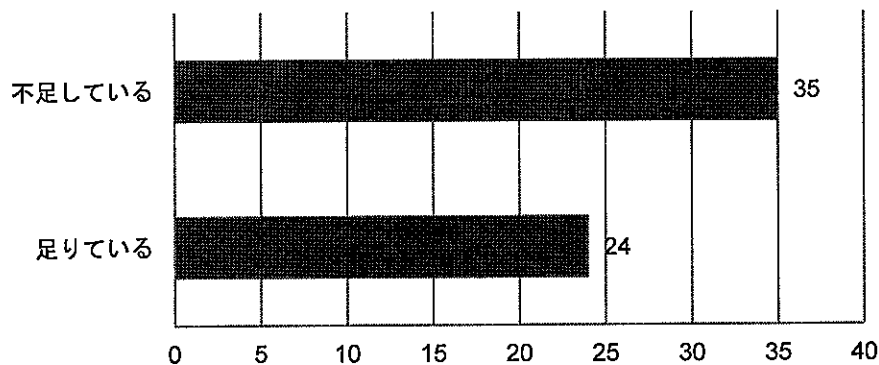
図25 (N=57)



Q12 - 問 (6) の回答とコメント

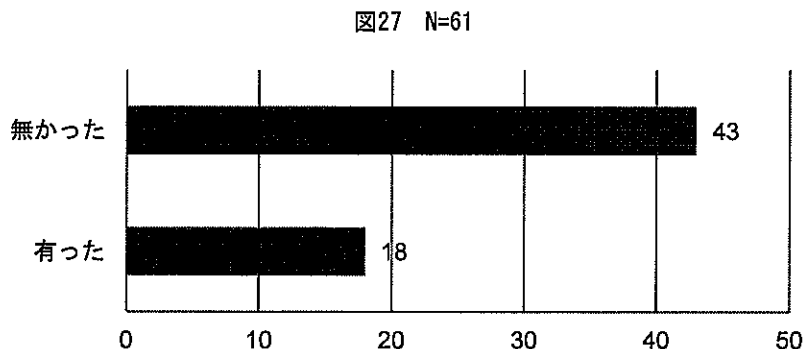
来訪者用駐車場のスペースが、イベント時を含めて十分足りているかを尋ねた結果が図 26 である。約 6 割が「不足している」と答えている。

図26 (N=59)



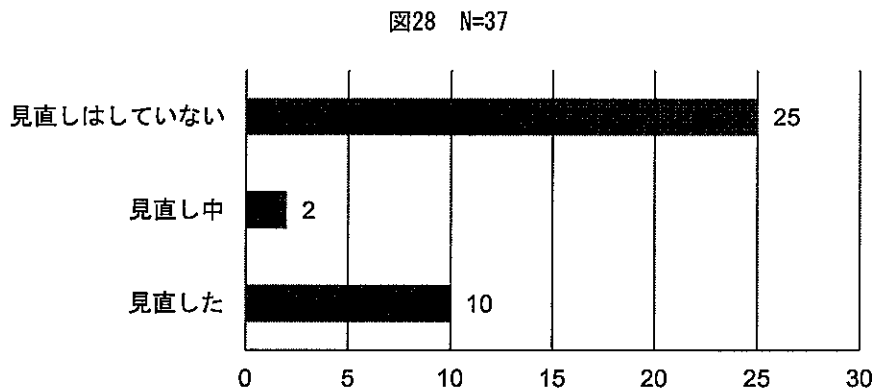
Q12 - 問 (7) の回答とコメント

重伝建地区に選定される以前，地区内に都市計画道路があったかどうかを尋ねたところ，「有った」が約3割であった。



Q12 - 問 (8) の回答とコメント

そして，重伝建地区に選定された後に，都市計画道路が地区内を通らないよう見直しがされたかを尋ねたところ（図28），「見直した」「見直し中」が約3割であった。



Q13. 歴史的資産の保護・保全や地域振興や観光は、国でも異なる省庁の所管であり、自治体でも一般的に異なる部署が担当しております。貴自治体では、以下の政策・施策は、どの部署（課）が担当しておりますか。（複数の課が担当している場合は複数名記入可。）

重伝建地区に関係した政策・施策として	担当部署	
(1) 歴史的建造物の保存	() 課 () 課 () 課 () 課	() 課 () 課 () 課 () 課
(2) 歴史的景観・町並みの保全	() 課 () 課 () 課 () 課	() 課 () 課 () 課 () 課
(3) 歴史的文化の保全	() 課 () 課 () 課 () 課	() 課 () 課 () 課 () 課
(4) 商業・観光・地域振興	() 課 () 課 () 課 () 課	() 課 () 課 () 課 () 課
(5) 社会インフラ整備	() 課 () 課 () 課 () 課	() 課 () 課 () 課 () 課
(6) 地区内の伝建に関わる住民参加	() 課 () 課 () 課 () 課	() 課 () 課 () 課 () 課

表9 重伝建地区における保全・地域振興の担当部局(最大4つまで回答)

	有効 回答 数	文化 財保 護	教育 委員 会	都市 計画	産業・ 地域 振興	上下 水道	土木 建設	総務	農林	その 他
1.歴史的建造物の保存	63	31	23	11	3	0	4	0	0	7
2.歴史的景観・町並みの保全	63	20	21	22	5	0	11	0	1	11
3.歴史的文化の保全	62	31	35	3	5	0	2	2	1	6
4.商業・観光・地域振興	62	4	9	2	58	0	2	7	2	2
5.社会インフラ整備	62	3	4	15	8	16	51	6	8	2
6.伝建に関わる住民参加	55	20	17	8	11	0	2	4	1	12

Q13の回答とコメント

Q13の歴史的建造物の保存や地域振興が行政内のどの部課が担当しているかを尋ねた結果について、行政の部課を9つのカテゴリーに分類して回答してもらった結果が表9である。複数の部課が連携して担当している場合も考慮して、複数の回答も可能としている。

まず「1.歴史的建造物の保存」を担当しているのは、「文化財保護」と「教育委員会」が最も多く、一部で「都市計画」という回答もあった。「2.歴史的町並みの保存」も同様に、「文化財保護」「教育委員会」「都市計画」にまたがり、「土木建設」との関わりも出てくる。

「3.歴史的文化の保全」は、ほぼ「文化財保護」と「教育委員会」で占められ、「4.商業・観光・地域振興等」となると、「産業・地域振興」がほぼ主体となる。

「5.社会インフラ整備」は、予想されたように「土木建設」がほとんどになるが、「上下水道」や「都市計画」がそれに続く。

「6.伝建に関わる住民参加」となると、「文化財保護」「教育委員会」「産業・地域振興」「都市計画」「その他」と、所管が分散する。

このアンケート調査の目的でもあるように、歴史的環境の保存・保全と地域・観光振興とインフラ整備という政策目的を、行政組織としてどうバランスを図り連携できているかということであるが、全体としては予想された担当部課に分かれていることが確認された。要は、次の質問になっていくが、どう連携が機能しているかということになるだろう。

Q14. Q13に挙げた各施策について、複数の部署で連携して取り組んでいる場合、どのような方法で行っていますか、該当する下の表の選択肢（A～F）を選んでください（複数可）。

施策	回答
(1) 歴史的建造物の保存	
(2) 歴史的景観・町並みの保全	
(3) 歴史的文化の保全	
(4) 商業・観光・地域振興	
(5) 社会インフラ整備	
(6) 地区内の伝建に関わる住民参加	

選 択 肢	
A :	とくに連携して何かをしていない。
B :	施策を連携させるため複数課を統合。
C :	課を超えた合同の会議を持っている。
D :	具体的な事業を複数の課で合同実施。
E :	担当課より上の部署で統合・連携。
F1 :	その他「 」
F2 :	その他「 」
F3 :	その他「 」

表 10 重伝建地区維持に係る行政組織の対応 (N=58・最大2つまで回答)

	A 特に連携して何かをしていない	B 施策を連携させるため複数課を統合	C 課を超えた合同の会議を持つ	D 具体的な事業を複数の課で合同実施	E 担当課より上の部署で統合・連携	F その他
1.歴史的建造物の保存	24	17	27	20	12	23
2.歴史的景観・町並みの保全	0	6	1	2	1	1
3.歴史的文化の保全	8	13	10	14	15	10
4.商業・観光・地域振興	3	4	3	7	11	3
5.社会インフラ整備	0	0	0	1	0	0
6.伝建に関わる住民参加	8	9	7	8	10	8

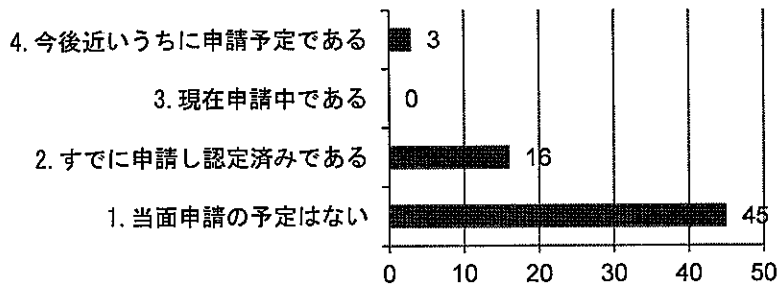
Q14の回答とコメント

全体的に、伝建地区制度の担当は「文化財保護」「教育委員会」が主で、地域振興は「産業」関連、インフラ整備は「土木建設」関連という縦割り構造の中で分業している様子が窺われた。その中でどの程度の連携が図られているかを探ろうとしたのが表 10 である。表 9 で挙げた各施策について、複数の部署がどのような連携をしているかを尋ねている。

「1.歴史的建造物の保存」では、「C.課を超えた合同の会議」「D.事業の合同実施」「B.複数課を統合」を選択している地区が3分の1前後ある一方で、「A.連携なし」も3分の1ある。「2.歴史的景観・町並みの保全」では、回答自体が非常に少なく、そもそも連携しにくいことが窺われる。「3.歴史的文化の保全」では、回答が分散しているが、「E.より上の部署で統合・連携」の割合が他の施策と比べると高い回答である。「4.商業・観光・地域振興」では、回答自体がそれほど多くないが、その中では「E.より上の部署で統合・連携」が最も多い。「5.社会インフラ整備」では最も連携が少なく、土木建設がもっぱらそれを担っていることが分かる。最後に、「6.伝建に関わる住民参加」でも回答が分散している。

Q15. 貴自治体では、2008 年度に施行された「通称・歴史まちづくり法」に基づいて、歴史的風致維持向上計画の認定を受けましたか。			
()	1. 当面申請の予定はない	()	2. すでに申請し認定済みである
()	3. 現在申請中である	()	4. 今後近いうちに申請予定である

図30 「歴史まちづくり法」の施行状況 N=64



Q15 の回答とコメント

回答した 64 地区のうち、「2.すでに認定済み」の 16 と「4. 近いうちに申請予定」の 3 を合わせて、約 30% が歴史まちづくり法を活用しようとしている。もちろん同法を適用できる重伝建地区とそうでない地区もあるが、この種の法制度では、複数の中央省庁が連携した初めての制度であり、縦割り行政の壁を超えられるか興味深い。

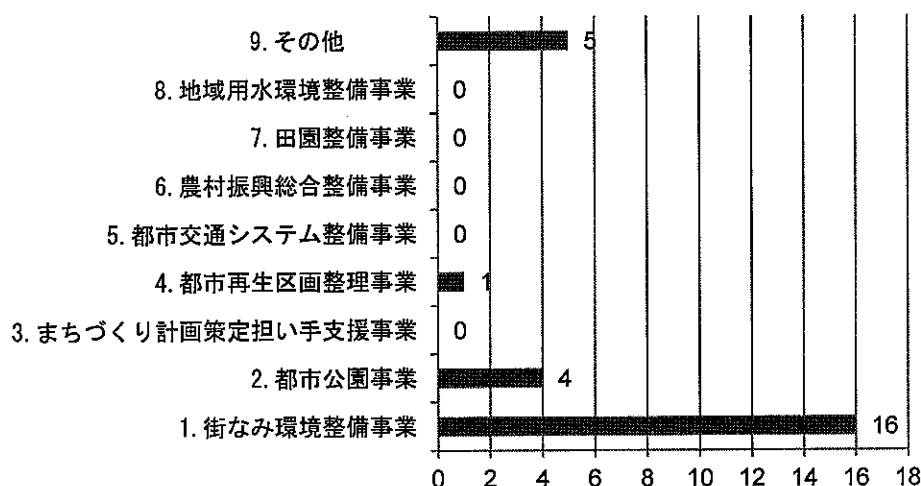
Q16. 歴史的風致維持向上計画の認定を受けるとどのようなメリットがありますか。
申請の有無と関係なく、すべての方が自由にお書きください。

回答はほとんどなかった。アンケートの担当部署だけでは、回答できない(しにくい)と言えるだろうか。

Q17. 歴史まちづくり法の申請済みあるいは申請中の自治体は、下記のどの事業分野で申請したでしょうか。該当するものに○をお付け下さい。(複数選択可)

()	1. 街なみ環境整備事業	()	2. 都市公園事業
()	3. まちづくり計画策定担い手支援事業	()	4. 都市再生区画整理事業
()	5. 都市交通システム整備事業	()	6. 農村振興総合整備事業
()	7. 田園整備事業	()	8. 地域用水環境整備事業
()	9. その他		

図31 N=17



Q17 の回答とコメント

複数回答可能であるが、回答 17 のうち 16 というほぼすべてが「1.街並み環境整備事業」で申請しており、次いで多いのは「2. 都市公園事業」であった。回答の中には農村振興や田園整備関連の申請は無く、都市部の重伝建地区からの申請に留まっていることが窺われる。

Q18. 「歴史的資産の保護・保全」と「地域振興」や「観光」という複数の目的を同時に達成していく上で、どのような課題・問題がありますか、自由にお書きください。

以下、自由回答の内容である。

地区名	課題
函館市元町末広町	修理費・高齢化による後継者問題
弘前市仲町	歴史資産の不適切な活用
金ヶ崎町城内諏訪小路	現状変更による住民の理解
下郷町大内宿	インフラ整備後の維持費用
桜川市真壁	基本方針の共通理解
栃木市嘉右衛門町	伝統的建造物以外の建物を含む活用
桐生市桐生新町	「歴史的資産の保護・保全」「地域振興」「観光」などの分野が相互に共通認識すること
高岡市山町筋	複数の部局間の意志統一
南砺市相倉／菅沼	CSR などボランティア活動の誘致など補助金以外での公的支援
金沢市東山ひがし／主計町／卯辰山麓	保存と開発のメリハリを持たせる
輪島市黒島地区	高齢化による後継者問題
加賀市加賀橋立／加賀東谷	自治体によって活用の判断基準が異なる
小浜市小浜西組	現状変更による住民の理解
東御市海野宿	住民生活向上の取り組み、事業振興の人員不足
白馬村青鬼	地区内住民の理解、システムを構築するための予算
豊田市足助	住民の意識改革
京都市上賀茂／産寧坂／祇園新橋／嵯峨鳥居本	観光公害
与謝野町加悦	住民の思いを優先すること
豊岡市出石	屋外広告物
宇陀市松山	地区の独自性を維持するために、行政・住民・来訪者の意識共有
倉敷市倉敷川畔	関係する住民が問題意識を持たせる仕組み作り
三好市東祖谷山村落合	歴史的町並み保全と地域振興の対立
丸亀市塩飽本島町笠島	インフラ整備や産業育成などの費用や時間
内子町八日市護国	住民参加、住民主導
安芸市土居廓中	保存地区の特性を活かした適切な活用
鹿島市浜庄津町浜金屋町／浜中町八本木宿	地元の意向がはっきりしない
嬉野市塩田津	住民の理解を得た上での観光による集客
雲仙市神代小路	地区住民の理解と協力
日向市美々津	観光公害

アンケートの回答結果は以上。

アンケートへの回答に協力してくださった市町村（重伝建地区）一覧

番号	都道府県	地区名称等	種別	重伝建選定年月日	選定基準	面積
1	北海道	函館市元町末広町	港町	1989. 4. 21	(三)	14. 5
2	青森	弘前市仲町	武家町	1978. 5. 31	(二)	10. 6
3	岩手	金ケ崎町城内諏訪小路	武家町	2001. 6. 15	(二)	34. 8
4	秋田	仙北市角館	武家町	1976. 9. 4	(二)	6. 9
5	福島	下郷町大内宿	宿場町	1981. 4. 18	(三)	11. 3
6	茨城	桜川市真壁	在郷町	2010. 6. 29	(二)	17. 6
7	栃木	栃木市嘉右衛門町	在郷町	2012. 7. 9	(二)	9. 6
8	群馬	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	2006. 7. 5	(三)	63
9	群馬	桐生市桐生新町	製織町	2012. 7. 9	(二)	13. 4
10	埼玉	川越市川越	商家町	1999. 12. 1	(一)	7. 8
11	新潟	佐渡市宿根木	港町	1991. 4. 30	(三)	28. 5
12	富山	高岡市山町筋	商家町	2000. 12. 4	(一)	5. 5
13	富山	南砺市相倉	山村集落	1994. 12. 21	(三)	18
14	富山	南砺市菅沼	山村集落	1994. 12. 21	(三)	4. 4
15	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	2001. 11. 14	(一)	1. 8
16	石川	金沢市主計町	茶屋町	2008. 6. 9	(一)	0. 6
17	石川	金沢市卯辰山麓	寺町	2011. 11. 29	(二)	22. 1
18	石川	輪島市黒島地区	船主集落	2009. 6. 30	(二)	20. 5
19	石川	加賀市加賀橋立	船主集落	2005. 12. 27	(二)	11
20	石川	加賀市加賀東谷	山村集落	2011. 11. 29	(三)	151. 8
21	石川	白山市白峰	山村・養蚕集落	2012. 7. 9	(三)	10. 7
22	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	2008. 6. 9	(二)	19. 1
23	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	1993. 7. 14	(三)	25. 6
24	長野	塩尻市奈良井	宿場町	1978. 5. 31	(三)	17. 6
25	長野	塩尻市木曾平沢	漆工町	2006. 7. 5	(二)	12. 5
26	長野	東御市海野宿	宿場・養蚕町	1987. 4. 28	(一)	13. 2
27	長野	白馬村青鬼	山村集落	2000. 12. 4	(三)	59. 7
28	岐阜	高山市三町	商家町	1979. 2. 3	(一)	4. 4
29	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町	2004. 7. 6	(一)	6. 6
30	岐阜	美濃市美濃町	商家町	1999. 5. 13	(一)	9. 3
31	愛知	豊田市足助	商家町	2011. 6. 20	(一)	21. 5
32	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	1997. 10. 31	(三)	28. 7
33	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落	1998. 12. 25	(三)	32. 2
34	京都	京都市上賀茂	社家町	1988. 12. 16	(三)	2. 7
35	京都	京都市産寧坂	門前町	1976. 9. 4	(三)	8. 2
36	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	1976. 9. 4	(一)	1. 4
37	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	1979. 5. 21	(三)	2. 6
38	京都	伊根町伊根浦	漁村	2005. 7. 22	(三)	310. 2
39	京都	与謝野町加悦	製織町	2005. 12. 27	(二)	12. 0
40	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	1997. 10. 31	(一)	11. 2
41	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	1980. 4. 10	(一)	9. 3
42	兵庫	豊岡市出石	城下町	2007. 12. 4	(二)	23. 1
43	兵庫	篠山市篠山	城下町	2004. 12. 10	(二)	40. 2
44	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	1993. 12. 8	(一)	17. 4
45	奈良	宇陀市松山	商家町	2006. 7. 5	(一)	17
46	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	2006. 12. 19	(二)	6. 3
47	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	1998. 12. 25	(一)	9. 2
48	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	1979. 5. 21	(一)	15
49	広島	竹原市竹原地区	製塩町	1982. 12. 16	(一)	5
50	山口	柳井市古市金屋	商家町	1984. 12. 10	(一)	1. 7
51	徳島	美馬市脇町南町	商家町	1988. 12. 16	(一)	5. 3
52	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	2005. 12. 27	(三)	32. 3
53	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	1985. 4. 13	(三)	13. 1
54	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町	2009. 12. 8	(二)	4. 9
55	愛媛	内子町八日市護国	製蠟町	1982. 4. 17	(三)	3. 5
56	高知	安芸市土居廓中	武家町	2012. 7. 9	(二)	9. 2
57	福岡	朝倉市秋月	城下町	1998. 4. 17	(二)	58. 6
58	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	2006. 7. 5	(二)	2
59	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	2006. 7. 5	(一)	6. 7
60	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	2005. 12. 27	(二)	12. 8
61	長崎	雲仙市神代小路	武家町	2005. 7. 22	(二)	9. 8
62	宮崎	日南市飢肥	武家町	1977. 5. 18	(二)	19. 8
63	宮崎	日向市美々津	港町	1986. 12. 8	(二)	7. 2
64	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	2000. 5. 25	(三)	21. 4

WORKING PAPERS SERIES 発行一覧

番号	発行日付	タイトル	著者名	所属
No.1	1997年3月	On Some Integrated Assessment Modeling Debates	天野 明弘	関西学院大学総合政策学部 教授
No.2	1997年7月	いじめの経済分析 — 傍観者達の分析(2) —	柴田 愛子	関西学院大学総合政策学部 教授
			森 徹	名古屋市立大学経済学部 教授
			岡村 誠	神戸市立外国語大学 助教授
			曾山 典子	奈良女子大学理学研究科 (情報科学専攻)修了
No.3	1997年8月	Comparison of Marginal Propensity to Consume between Legal and Tax-Evaded Income — The Japanese Case	柴田 愛子	関西学院大学総合政策学部 教授
			林 宏昭	帝塚山大学経済学部 助教授
No.4	1997年9月	networkを使ったgameシステム — いじめの経済分析(3) —	柴田 愛子	関西学院大学総合政策学部 教授
			森 徹	名古屋市立大学経済学部 教授
			岡村 誠	神戸市立外国語大学 助教授
			曾山 典子	奈良女子大学理学研究科 (情報科学専攻)修了
No.5	1997年12月	WWWを使ったgameシステム	柴田 愛子	関西学院大学総合政策学部 教授
			森 徹	名古屋市立大学経済学部 教授
			岡村 誠	神戸市立外国語大学 助教授
			曾山 典子	奈良女子大学理学研究科 (情報科学専攻)修了
No.6	1997年12月	Choosing between the Median - Voter and Niskanen Models : An Empirical Approach	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
			小澤 太郎	慶応義塾大学総合政策学部 助教授
No.7	1998年6月	公共投資の政治—経済分析 ～道路投資の地域間配分の実証分析～	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
No.8	1998年6月	COP3後の社会経済システム変革のあり方について	天野 明弘	関西学院大学総合政策学部 教授
No.9	1998年7月	Deficits and Budgeters' Revenue Forecasts	柴田 愛子	関西学院大学総合政策学部 教授
			柴田 弘文	立命館大学政策科学部 教授
No.10	1998年8月	Two Modes of Sophisticated Voting and the Formation of a Coalition Government under Japan's New Electoral Law	鈴木 基史	関西学院大学総合政策学部 教授
			品田 裕	神戸大学法学部 助教授
			建林 正彦	関西大学法学部 助教授
No.11	1999年3月	中位投票者モデルvs.平均投票者モデル — 県別単独事業費を用いた推定 —	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
			奥井 克美	追手門学院大学経済学部 専任講師

番号	発行日付	タイトル	著者名	所属
No.12	1999年7月	京都議定書における伸縮的手法と 国内排出削減制度の構築 Flexibility Mechanisms in the Kyoto Protocol and the Design of Domestic Policies to Reduce Greenhouse Gas Emissions	天野 明弘	関西学院大学総合政策学部 教授
No.13	1999年10月	財政赤字と省益最大化: 税収予測からの検証	柴田 愛子 柴田 弘文	関西学院大学総合政策学部 教授 立命館大学政策科学部 教授
No.14	1999年10月	いじめの経済分析 —傍観者達のモデルと実験的検証—	柴田 愛子 森 徹 岡村 誠 曾山 典子	関西学院大学総合政策学部 教授 名古屋市立大学経済学部 教授 神戸市立外国語大学 教授 天理大学教養部 常勤講師
No.15	1999年11月	道路投資配分の政治的要因	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
No.16	1999年11月	地方交付税の算定構造・配分構造に関 する分析	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
No.17	2000年3月	An Economic Analysis of Non- Good Samaritan Behavior: Theory and Experiment	柴田 愛子 森 徹 岡村 誠 曾山 典子	関西学院大学総合政策学部 教授 名古屋市立大学経済学部 教授 神戸市立外国語大学 教授 天理大学教養部 常勤講師
No.18	2000年3月	二酸化炭素国内排出削減メカニズムの 確立に向けて Green Climate Program: A Proposal Toward Establishing Domestic Permit-Trading System for Carbon Dioxide Emission Abatement	天野 明弘	関西学院大学総合政策学部 教授
No.19	2000年5月	ニュー・ミレニアム・ラウンド交渉の 方向性と展望 (TRIPS、EC及びTBTについて)	中野 幸紀	関西学院大学総合政策学部 教授
No.20	2000年9月	貿易政策と環境政策: 相互支援の可能性 Trade and Environmental Policies: Can They Be Mutually Supportive?	天野 明弘	関西学院大学総合政策学部 教授
No.21	2001年2月	持続可能な発展の条件 Conditions for Sustainable Development	天野 明弘	関西学院大学総合政策学部 教授
No.22	2001年5月	仕事の効用の決定要因 ～メンタル ヘルスへの影響も考慮して～	柴田 愛子 Corinne Boyles	関西学院大学総合政策学部 教授 帝塚山大学経済学部 助教授
No.23	2001年7月	Budgetary Transfer to Local Governments:Equity,Efficiency and Political Influence	柴田 愛子 坂井 優	関西学院大学総合政策学部 教授 関西学院大学大学院総合政策研究科 博士課程後期課程

番号	発行日付	タイトル	著者名	所属
No.24	2002年3月	老人福祉施設職員の職務意識に関する研究(1):特別養護老人ホーム職員の持つ資格と職務意識との関係	渡部 律子	関西学院大学総合政策学部 教授
			澤田 有希子	関西学院大学大学院総合政策研究科博士課程後期課程
			設楽 英美	関西学院大学総合政策学部卒業
			月田 奈美	関西学院大学大学院総合政策研究科博士課程前期課程
No.25	2002年5月	地方道路譲与税と公共事業 —道路特定財源の道路投資に与える効果について—	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
No.26	2002年11月	英国気候変動政策の環境効果と費用負担 UK Climate Change Program: Enhancing Environmental Effectiveness and Reducing Cost Burdens	天野 明弘	関西学院大学大学院総合政策研究科 客員教授、財団法人地球環境戦略研究 機関関西研究センター所長
			田中 彰一	関西学院大学大学院総合政策研究科 博士課程後期課程
No.27	2002年12月	Stochastic Racing in Network Markets	Hans-Werner Gottinger	関西学院大学総合政策学部 教授
No.28	2003年3月	Dynamic Portfolio Strategies with Transaction Costs	Hans-Werner Gottinger	関西学院大学総合政策学部 教授
No.29	2003年12月	高齢者福祉施設職員の職務意識 —公的介護保険の影響、ソーシャル サポート、職務満足、ストレスを 中心にして—	渡部 律子	関西学院大学総合政策学部 教授
			澤田 有希子	関西学院大学大学院総合政策研究科 博士課程後期課程
			月田 奈美	関西学院大学大学院総合政策研究科 博士課程前期課程修了生
No.30	2005年3月	地方財政の逼迫と地方債拡大の構図	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
			松浦 元哉	三重県津企画調査部主査
No.31	2005年6月	平成の大合併は財政立て直しになるのか —特例法適用第一号の篠山市を教訓に、 早急に長期財政計画を策定せよ—	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
			田中 悦造	篠山市議会議員
No.32	2005年6月	Does Your Optimizer Make “Real” Optimal Media Plan? A New Formulation of Media Optimization Problem with HOPE	井垣 伸子	関西学院大学総合政策学部 教授
			伊佐田百合子	帝塚山大学 助教授
			仲川 勇二	関西大学 教授
			山川 茂孝	株式会社 電通 関西支社 シニア・メディア・リサーチャー
No.33	2006年2月	介護支援専門員の困難事例分析: ソーシャルワークの機能に焦点をあてて	渡部 律子	関西学院大学総合政策学部 教授
			料所 奈津子	バージニアコモンウェルス大学大学院 博士課程
No.34	2006年3月	紙面別接触状況を考慮した 新聞広告最適出稿計画問題	井垣 伸子	関西学院大学総合政策学部 教授
			伊佐田百合子	帝塚山大学 助教授
			仲川 勇二	関西大学 教授
			山川 茂孝	株式会社 電通

番号	発行日付	タイトル	著者名	所属
No.35	2007年5月	政策決定をめぐる費用便益分析の理論と現実	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
No.36	2007年11月	インデックスファンド問題の対話型解法	井垣 伸子	関西学院大学総合政策学部 教授
			伊佐田百合子	関西学院大学総合政策学部 准教授
			仲川 勇二	関西大学 教授
No.37	2008年1月	財政赤字・政府債務と長期金利 -Published Forecastsを利用した実証分析-	亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部 准教授
No.38	2008年2月	わが国の民間消費に対する 非ケインズ効果の実証分析	亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部 准教授
No.39	2008年2月	Budget Deficits, Government Debt and Interest Rates in Japan :An Analysis using Published Budgetary Forecasts	亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部 准教授
No.40	2008年4月	財政赤字と長期金利に関するイベント スタディー	亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部 准教授
			松下 泰章	関西学院大学総合政策学部
No.41	2008年6月	業種別商業集積に基づく都心商業地域の回遊行動モデル A Pedestrian Model for Urban Shopping Area Based on Categorized Shop Data	山田 孝子	関西学院大学総合政策学部 教授
			加藤 憲一	東京工業大学大学院情報理工学研究所 助教
No.42	2009年3月	非ケインズ効果はGDPにも作用するのか？ -閾値多変量自己相関モデル(Threshold VAR)を用いた分析-	亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部 准教授
No.43	2009年3月	合併自治体の職員意識に見る 市町村合併の検証(その1) -兵庫県X市の職員アンケート調査から-	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
			湯之上 英雄	大阪大学大学院国際公共政策研究科 助教
			吉見 安弘	関西学院大学大学院総合政策研究科 博士課程前期課程修了生
No.44	2009年11月	財政支出の需要創出効果 -閾値多変量自己相関モデル(Threshold VAR)を用いた分析-	亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部 准教授
No.45	2010年3月	合併自治体の職員意識に見る 市町村合併の検証(その2) -兵庫県X市の職員アンケート調査、 クロス集計を中心に-	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
			湯之上 英雄	千葉商科大学サービス創造学部 専任講師
			吉見 安弘	関西学院大学大学院総合政策研究科 博士課程前期課程修了生
No.46	2010年6月	合併自治体の職員意識に見る 市町村合併の検証(その3, 完) -兵庫県X市の職員アンケート調査、 クロス分析・回帰分析を用いて-	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
			湯之上 英雄	千葉商科大学サービス創造学部 専任講師
			吉見 安弘	関西学院大学大学院総合政策研究科 博士課程前期課程修了生
No.47	2010年11月	大阪府の一般市民による心肺蘇生法実施 における講習会の効果について	伊佐田 百合子	関西学院大学総合政策学部 准教授
			伊佐田 文彦	名古屋商科大学
			北村 哲久	京都大学
			石見 拓	京都大学
			川口 竜助	大阪府立泉州救命救急センター
			井垣 伸子	関西学院大学総合政策学部 教授

番号	発行日付	タイトル	著者名	所属
No.48	2013年10月	日本人はどのような所得分配を望んでいるのか？ ー財政再建に向けた予備的考察ー	亀田 啓悟	関西学院大学総合政策学部 准教授
			佐藤 美帆	関西学院大学総合政策学部卒業
No.49	2013年10月	マクロ計量モデルを用いた将来の電源ミックスに関する経済評価 ー脱原発とCO ₂ 排出削減に関するシナリオ分析ー	ヘクター・ポリット	ケンブリッジ・エコノメトリクス ディレクター
			朴 勝俊	関西学院大学総合政策学部 准教授
			李 秀澈	名城大学経済学部 教授
			植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科 教授
No.50	2014年4月	いじめにおける傍観者たちの行動モデル	伊佐田 百合子	関西学院大学総合政策学部 教授
			井垣 伸子	関西学院大学総合政策学部 教授
			柴田 愛子	国際基督教大学 監事
No.51	2014年12月	重要伝統的建造物群保存地区の取組みと課題に関する自治体アンケート調査	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
			呂 茜	関西学院大学大学院総合政策研究科 博士課程後期課程研究生